

八戸市中小企業・小規模企業振興会議の運営の基本的事項（案）

八戸市中小企業・小規模企業振興会議の審議経過を広く市民に周知するとともに、会議の円滑な進行を図る観点から、振興会議の運営に関する基本的な事項を次のとおり定める。

1. 会議は公開とする。
2. 傍聴者は、会議で発言することはできない。
3. 会議における発言は議事録として記録される。
4. 議事録は公開する。